地区整備計画図

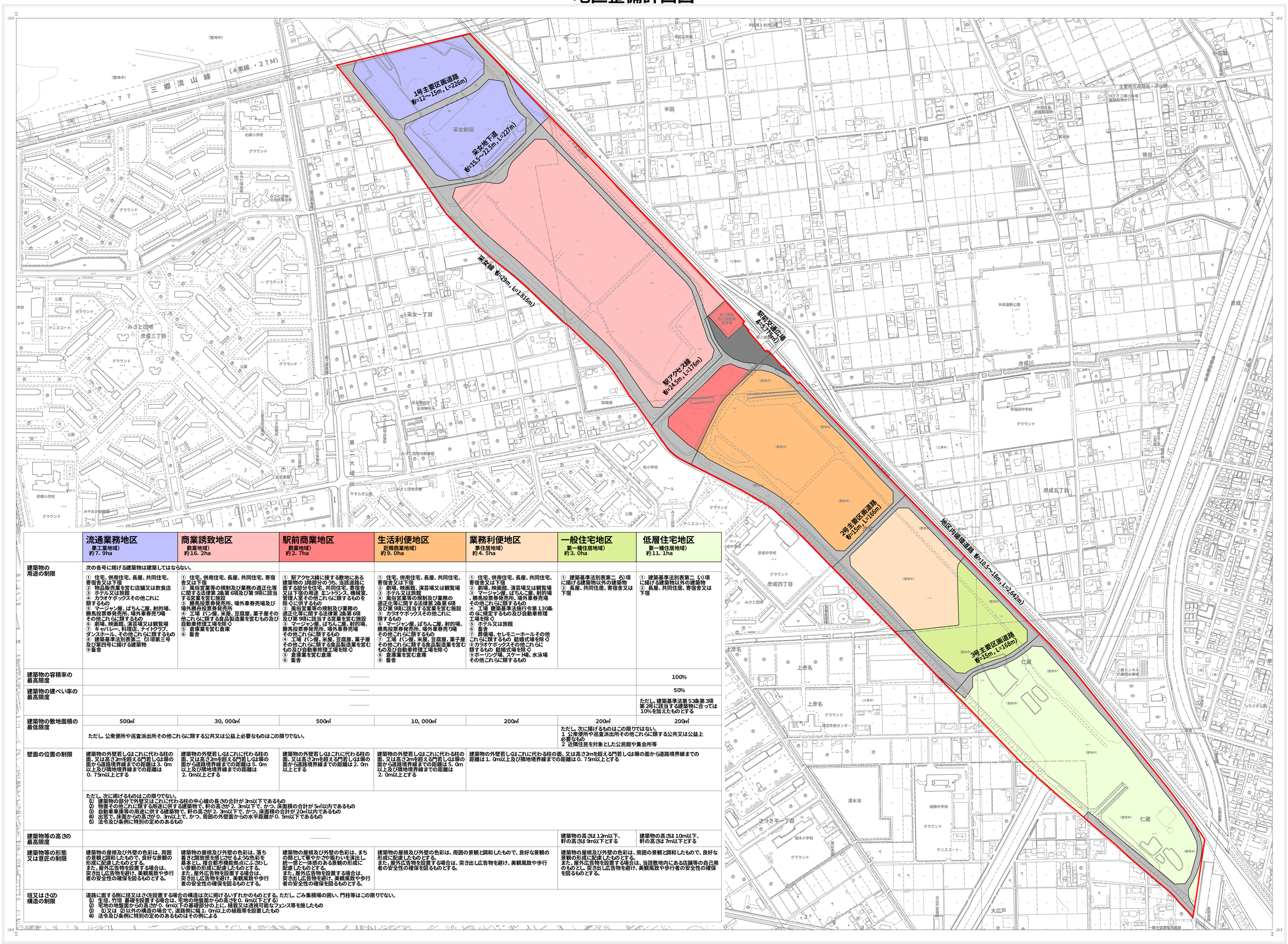

	流通業務地区 （準工業地域） 約7.9ha	商業誘致地区 （商業地域） 約16.2ha	駅前商業地区 （商業地域） 約2.7ha	生活利便地区 （近隣商業地域） 約9.0ha	業務利便地区 （準住居地域） 約4.5ha	一般住宅地区 （第一種住居地域） 約3.0ha	低層住宅地区 （第一種住居地域） 約11.1ha
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ② 物品販売業を営む店舗又は飲食店 ③ ホテル又は旅館 ④ カラオケボックスその他これに類するもの ⑤ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの ⑥ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ⑦ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの ⑧ 建築基準法別表第二 (ひ) 項第三号及び第四号に掲げる建築物 ⑨ 畜舎						
建築物の容積率の最高限度	――						100%
建築物の建ぺい率の最高限度	――						50% ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物に合っては10%を加えたものとする
建築物の敷地面積の最低限度	500㎡ ただし、公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共又は公益上必要なものはこの限りでない。	30, 000㎡	500㎡	10, 000㎡	200㎡	200㎡ ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 1 公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共又は公益上必要なもの 2 近隣住民を対象とした公民館や集会所等	200㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は3. 0m以上及び隣地境界線までの距離は0. 75m以上とする ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 (1) 建築物の部分で外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2. 3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内であるもの (3) 自動車車庫等の用途に供する建築物で、軒の高さが2. 3m以下で、かつ、床面積の合計が20m²以内であるもの (4) 出窓で、床面からの高さが0. 3m以上で、かつ、周囲の外壁面からの水平距離が0. 5m以下であるもの (5) 法令及び条例に特別の定めのあるもの	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は1. 0m以上及び隣地境界線までの距離は2. 0m以上とする	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は2. 0m以上とする	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は2. 0m以上とする	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は1. 0m以上及び隣地境界線までの距離は0. 75m以上とする		
建築物等の高さの最高限度	――					建築物の高さは12m以下、軒の高さは9m以下とする	建築物の高さは10m以下、軒の高さは7m以下とする
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとする。 また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。	建築物の屋根及び外壁の色彩は、落ち着き感と開放感を感じさせるような色彩を基本とし、複合都市機能拠点にふさわしい景観の形成に配慮したものとする。 また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。	建築物の屋根及び外壁の色彩は、まちの顔として華やかさや賑わいを演出し、統一感と一体感のある景観の形成に配慮したものとする。 また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。	建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとする。 また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。		建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとする。 また、屋外広告物を設置する場合は、当該敷地内にある店舗等の自己用のものとし、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。	
垣又はさくの構造の制限	道路に面する側に垣又はさくを設置する場合の構造は次に掲げるいずれかのものとする。ただし、ごみ集積場の囲い、門柱等はこの限りでない。 (1) 生垣、竹垣 基礎を設置する場合は、宅地の地盤面からの高さを0. 6m以下とする) (2) 宅地の地盤面からの高さが0. 6m以下の基礎部分の上に、植栽又は透視可能なフェンス等を施したもの (3) (1)又は (2) 以外の構造の場合で、道路側に幅1. 0m以上の植栽帯を設置したもの (4) 法令及び条例に特別の定めのあるものはその例による						

1:2,500